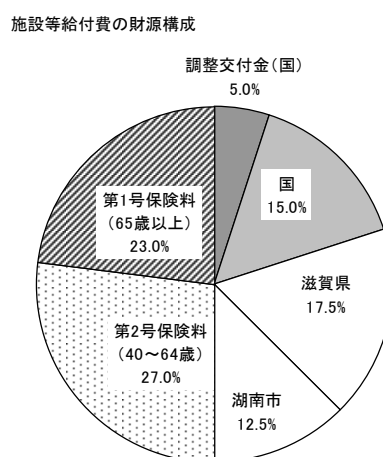
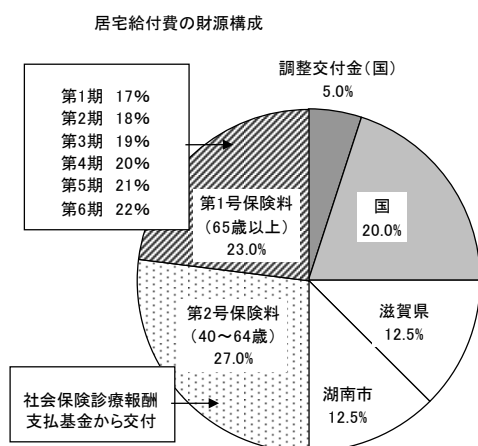


第8期 介護保険料の設定について
(案)

令和2年12月
湖 南 市

【介護給付等の財源構成】

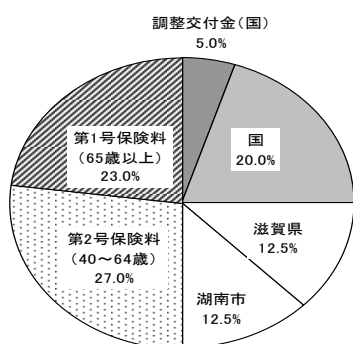
- 介護給付等に係る事業費の財源は、第 1 号保険料および第 2 号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第 1 号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第 1 期では 17%、第 2 期では 18%、第 3 期では 19%、第 4 期は 20%、第 5 期では 21%、第 6 期では 22%でしたが、第 7 期より 23%、令和 7 年度では 25%となります。
- 国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。湖南省市においては、調整交付金を受け取れない自治体であることから調整交付金は 0 円となり、その分必要となる財源については第 1 号保険料で充足しなければいけません。



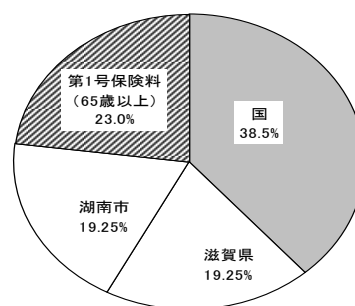
【地域支援事業の財源構成】

- 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく 50%が国、県、市による公費負担、50%が第 1 号と第 2 号の保険料負担です。
- 包括的支援事業と任意事業の財源は、第 2 号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第 1 号保険料で構成されます。

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の財源構成



地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）の財源構成



保険料の設定について

1. 第1号被保険者の介護保険料設定について

(1) 保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により、保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned} \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\ & + \text{①標準給付費見込額} \times 0.05 - \text{⑨調整交付金見込額} \\ & + \text{⑩財政安定化基金拠出金見込額} + \text{⑪財政安定化基金償還金} \\ & - \text{⑬準備基金取崩額等} \\ & + \text{⑭市町村特別給付費等} \\ & - \text{⑮財政安定化基金取崩による交付額} \} \end{aligned}$$

■ 保険料収納必要額の算定（第7期計画時のイメージ）

単位：千円

		算出方法	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
①標準給付費見込額	A		2,868,511	3,106,626	3,311,295	9,286,432
②地域支援事業費見込額	B		147,382	151,981	156,723	456,086
③上記①と②の合計	C	A+B	3,015,893	3,258,607	3,468,018	9,742,518
④第1号被保険者負担分相当額	D	$C \times 0.23$	693,655	749,480	797,644	2,240,779
⑤調整交付金相当額	E	$A \times 0.05$	147,067	159,086	169,437	475,589
⑧調整交付金見込交付割合	F	$\frac{(0.23+0.05)}{0.23 \times G \times H}$	0.0000	0.0000	0.0000	
⑥後期高齢者加入割合補正係数	G		1.1448	1.1449	1.1408	
⑦所得段階別加入割合補正係数	H		1.0689	1.0694	1.0694	
⑨調整交付金見込額	I	$E \times F \div 0.05$	0	0	0	0
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高 (平成29年度末の見込額)	L					122,000
⑬準備基金取崩額	M					90,000
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
保険料収納必要額			840,722	908,565	967,081	2,626,368

（２）保険料の基準額の設定

（１）で算出した「保険料収納必要額（３か年分）」を第８期期間中の介護保険第１号被保険者見込者数（延べ人数）で除し、それを１２か月で除した数値が保険料の基準額（保険料の月額の基本額）となります。

（式）保険料基準額

$$= \text{「保険料収納必要額（３年間分）」} \div \text{第１号被保険者数（３年間分）} \div 12 \text{ か月}$$

（３）第７期中における湖南市の段階設定

保険料基準額に対し、所得や収入に応じて保険料の設定を変化させます。国の基準においては９段階に設定されていますが、湖南市においては１２段階の設定を設け、所得に応じた保険料の取扱いをしています。

（次ページに現在の保険料段階表）

～第7期計画 令和2年度の介護保険料段階表～

所得段階	対 象 者	被保険者の割合	算定乗率	実際の乗率 ※	1か月の 平均保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	9.70%	0.48	0.3	1,618円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	5.50%	0.7	0.5	2,698円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	5.50%	0.73	0.7	3,777円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	14.60%	0.88	0.88	4,748円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人	18.50%	1	1	5,396円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	17.60%	1.14	1.14	6,151円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	13.40%	1.25	1.25	6,745円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	10.40%	1.45	1.45	7,824円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.80%	1.5	1.5	8,094円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.60%	1.85	1.85	9,893円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	0.50%	2	2	10,792円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	0.80%	2.15	2.15	11,601円

被保険者の割合は第7期計画策定時の想定した割合を掲載

※実際の乗率：低所得者層に対する介護保険料軽減対策により市の定めた算定乗率よりも引き下げて保険料の軽減を行うこととされた制度により実際に保険料の基準額に乗じている割合です。市の定めた乗率との差分については、国、県、市より補助を受けることができます。

(4) 第8期保険料収納必要額の見込み(案)

給付費の見込みや第1号被保険者数の見込みをもとに算出した結果は以下のとおりです。

(単位: 千円)

		算出方法	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①標準給付費見込額	A		3,481,366	3,627,957	3,761,479	10,870,802
②地域支援事業費見込額	B		142,401	144,501	144,601	431,503
③上記①と②の合計	C	A+B	3,623,767	3,772,458	3,906,080	11,302,305
④第1号被保険者負担分相当額	D	$C \times 0.23$	833,466	867,665	898,398	2,599,530
⑤調整交付金相当額(給付費+総合事業分)	E	$(A+B - \text{一部}) \times 0.05$	176,255	183,584	190,261	550,100
⑧調整交付金見込交付割合	F	$(0.23+0.05) - 0.23 \times G \times H$	0.0000	0.0000	0.0000	
⑥後期高齢者加入割合補正係数	G		1.1859	1.1784	1.1718	
⑦所得段階別加入割合補正係数	H		1.0731	1.0371	1.0731	
⑨調整交付金見込額	I	$E \times F \div 0.05$	0	0	0	0
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高(令和2年度末の見込額)	L					50,000
⑬準備基金取崩額	M					0
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
保険料収納必要額			1,009,721	1,151,250	1,088,659	3,149,630

(5) 第8期保険料基準額のイメージ(単純計算)

(4)により算出された3年間における保険料収納必要額をもとに、現行の保険料段階区分と乗率で算出された基準額のイメージは次のとおりとなりました。

6,141円/月

【案1】第8期計画における保険料の段階、乗率を現行と同条件とした場合の各段階の保険料の設定

所得段階	対 象 者	被保険者の割合	7期算定乗率	7期改め乗率※	7期保険料	8期算定乗率（案）	8期改め乗率（案）※	8期1か月の平均保険料額	8期-7期差引
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	9.66%	0.48	0.3	1,618円	0.48	0.3	1,842円	224円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人								
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	6.68%	0.7	0.5	2,698円	0.7	0.5	3,071円	373円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	5.98%	0.73	0.7	3,777円	0.73	0.7	4,299円	522円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	11.97%	0.88	0.88	4,748円	0.88	0.88	5,404円	656円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人	18.47%	1	1	5,396円	1	1	6,141円	745円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	19.47%	1.14	1.14	6,151円	1.14	1.14	7,001円	850円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	13.09%	1.25	1.25	6,745円	1.25	1.25	7,676円	931円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	10.07%	1.45	1.45	7,824円	1.45	1.45	8,904円	1,080円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.68%	1.5	1.5	8,094円	1.5	1.5	9,212円	1,118円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.65%	1.85	1.85	9,893円	1.85	1.85	11,361円	1,468円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	0.48%	2	2	10,792円	2	2	12,282円	1,490円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	0.79%	2.15	2.15	11,601円	2.15	2.15	13,203円	1,602円

【案2】第8期計画における保険料の段階は現行と同条件とし、乗率を変更した場合の各段階の保険料の設定

所得段階	対 象 者	被保険者の割合	7期算定乗率	7期改め乗率※	7期保険料	8期算定乗率(案)	8期改め乗率(案)※	8期1か月の平均保険料額	8期-7期差引
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	9.66%	0.48	0.3	1,618円	0.5	0.3	1,815円	197円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人								
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	6.68%	0.7	0.5	2,698円	0.75	0.5	3,026円	328円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	5.98%	0.73	0.7	3,777円	0.75	0.7	4,236円	459円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	11.97%	0.88	0.88	4,748円	0.88	0.88	5,325円	577円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、上記以外の人	18.47%	1	1	5,396円	1	1	6,051円	655円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	19.47%	1.14	1.14	6,151円	1.15	1.15	6,898円	747円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	13.09%	1.25	1.25	6,745円	1.26	1.26	7,564円	819円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	10.07%	1.45	1.45	7,824円	1.46	1.46	8,774円	950円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.68%	1.5	1.5	8,094円	1.51	1.51	9,077円	983円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.65%	1.85	1.85	9,893円	1.86	1.86	11,194円	1,301円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	0.48%	2	2	10,792円	2.01	2.01	12,102円	1,310円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	0.79%	2.15	2.15	11,601円	2.16	2.16	13,010円	1,409円

【案3】 現行の保険料段階のうち第6段階と第7段階を50万円毎に区切り乗率を変更した場合（他は第7期と同じ）

所得段階	対 象 者		被保険者の割合	7期算定乗率	7期改め乗率※	7期保険料	8期算定乗率（案）	8期改め乗率（案）※	8期1か月の平均保険料額	8期-7期差引
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人		9.66%	0.48	0.3	1,618円	0.48	0.3	1,823円	205円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人									
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人		6.68%	0.7	0.5	2,698円	0.7	0.5	3,038円	340円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人		5.98%	0.73	0.7	3,777円	0.73	0.7	4,253円	476円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人		11.97%	0.88	0.88	4,748円	0.88	0.88	5,346円	598円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人		18.47%	1	1	5,396円	1	1	6,075円	679円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	～50万円未満	4.03%	1.14	1.14	6,151円	1.14	1.14	6,926円	774円
		100万円未満	8.98%	1.14	1.14	6,151円	1.16	1.16	7,047円	896円
		125万円未満	6.47%	1.14	1.14	6,151円	1.25	1.25	7,594円	1,443円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	125万円～150万円未満	5.45%	1.25	1.25	6,745円	1.25	1.25	7,594円	849円
		150万円～200万円未満	7.64%	1.25	1.25	6,745円	1.28	1.28	7,776円	1,031円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人		10.07%	1.45	1.45	7,824円	1.45	1.45	8,809円	985円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人		1.68%	1.5	1.5	8,094円	1.5	1.5	9,113円	1,019円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人		1.65%	1.85	1.85	9,893円	1.85	1.85	11,239円	1,346円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人		0.48%	2	2	10,792円	2	2	12,150円	1,358円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人		0.79%	2.15	2.15	11,601円	2.15	2.15	13,061円	1,460円

【案4】 現行の保険料段階のうち第6段階と第7段階を50万円毎に区切り、乗率の変更を行う場合。

所得段階	対 象 者		被保険者の割合	7期算定乗率	7期改め乗率※	7期保険料	8期算定乗率（案）	8期改め乗率（案）※	8期1か月の平均保険料額	8期-7期差引
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人		9.66%	0.48	0.3	1,618円	0.5	0.3	1,806円	188円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人									
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人		6.68%	0.7	0.5	2,698円	0.75	0.5	3,011円	313円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人		5.98%	0.73	0.7	3,777円	0.75	0.7	4,215円	438円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人		11.97%	0.88	0.88	4,748円	0.88	0.88	5,298円	550円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人		18.47%	1	1	5,396円	1	1	6,021円	625円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	～50万円未満	4.03%	1.14	1.14	6,151円	1.14	1.14	6,864円	713円
		100万円未満	8.98%	1.14	1.14	6,151円	1.16	1.16	6,984円	833円
		125万円未満	6.47%	1.14	1.14	6,151円	1.26	1.26	7,586円	1,435円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	125万円～150万円未満	5.45%	1.25	1.25	6,745円	1.26	1.26	7,586円	841円
		150万円～200万円未満	7.64%	1.25	1.25	6,745円	1.28	1.28	7,707円	962円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人		10.07%	1.45	1.45	7,824円	1.49	1.49	8,971円	1,147円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人		1.68%	1.5	1.5	8,094円	1.53	1.53	9,212円	1,118円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人		1.65%	1.85	1.85	9,893円	1.89	1.89	11,380円	1,487円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人		0.48%	2	2	10,792円	2.05	2.05	12,343円	1,551円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人		0.79%	2.15	2.15	11,601円	2.2	2.2	13,246円	1,645円

①【案１】は現行の保険料段階と乗率を据え置きとした場合

②【案２】は現行の保険料段階を維持し、算定乗率を変更した場合（第１段階～第３段階の算定乗率も変更）

＜結果＞

～案２の平均保険料は案１に比べて 66 円低く設定ができます。【案１】比較～

- ・第４段階以下の段階は、乗率が減じられているので、第１段階の 19 円から第５段階の 66 円が案１から案２とした場合の減額の幅となります。
- ・第１段階から第３段階の算定乗率を変更し公費の受入れを行うことで、全段階的に保険料を抑制することができますが、市税等を財源とする一般会計からの繰入金は、約 6,089 千円/年（内市負担分：約 1,522 千円）増額となります。

③【案３】は第６段階と第７段階を 50 万円毎に段階を設け、その所得段階の乗率を変更した場合。

＜結果＞

～案２の平均保険料は案１に比べて 66 円低く設定ができます。【案１】比較～

- ・第４段階以下の段階は、乗率が減じられているので、第１段階の 19 円から第５段階の 66 円が案１から案３とした場合の減額の幅となります。
- ・第６段階と第７段階については、所得金額によって増額の幅が異なります。特に現行の第６段階 100 万～125 万未満の方については増額の幅が大きくなります。
- ・第６段階～第７段階の乗率が上がり保険料の負担額が上がったことで、現行の第８段階以上の方については乗率を変更しないので保険料は案１に比べて減じられてしまいます。

④【案４】は第６段階と第７段階を 50 万円毎に段階を設け、第６段階以上の乗率をそれぞれ変更した場合。（第１段階～第３段階の算定乗率も変更）

（【案２】で負担額が下がった所得段階 200 万円以上の方の保険料を【案３】程度の額にするために乗率を変更し、案３と比較して所得段

階5段階までの方と、所得段階 200 万円までの方の負担額を減じる場合)

《結果》

～案4の平均保険料は案1に比べて 120 円低く設定ができます。【案1】比較～

- ・第4段階以下の段階は、乗率が減じられているので、第1段階の 36 円から第5段階の 120 円が案1から案4とした場合の減額の幅となります。
- ・第6段階と第7段階については、所得金額によって増額の幅が異なります。特に現行の第6段階 100 万～125 万未満の方については増額の幅が大きくなります。(【案3】と同条件。)
- ・現行の第8段階以上の方については乗率を変更したことで、保険料は案1と同程度となります。